

市民と市長の 地域みらい懇談会

【岩屋中学校区】

要望・提案と回答

令和4年9月25日（日）
西北・岩屋ふれあいセンター

市民と市長の地域みらい懇談会【岩屋中学校区】

要望・提案一覧

令和4年9月25日（日）開催

※1～6は当日発表

	要望・提案項目	団体名	担当課	ページ
1	岩屋中学校区の不登校児童生徒に対する支援策について	西北小学校育友会	教育研究所	1～2
2	私道の修理、伐採などに係る柔軟な対応について	西北町自治会	中央総合事務所 地域整備1課	3～4
3	民生委員・児童委員制度について	柳谷町柳ヶ丘自治会	福祉総務課	5～8
4	市道滑石2号線、滑石6号線の拡幅工事について	滑石自治会 滑石打坂自治会	中央総合事務所 地域整備1課	9～10
5	滑石小学校の通学路問題について	葉山葵自治会	中央総合事務所 地域整備1課 ・ 健康教育課	11～12
6	自治会に加入していない集合住宅のごみ処理について	滑石打坂自治会	廃棄物対策課 ・ 自治振興課	13～16
7-1	市道虹が丘町西町1号線の早期整備について	滑石自治会 葉山葵自治会	土木建設課	17～18
7-2	市道小江原～虹が丘線について	虹が丘自治会	土木建設課	19～20
8	地域の高齢化対策について	虹が丘自治会	住宅政策室 ・ 都市計画課	21～23
9	ごみステーション管理にかかる市からの補助金について	虹が丘自治会	廃棄物対策課	24～25
10	赤迫交差点から柳谷へのJR立体交差点での逆走	若竹町中央自治会	土木建設課	26～29

要望・提案項目		団体名	担当課	ページ
11	地域の小公園の環境整備（健康遊具・児童遊具や水道施設などの設置）について	西北町熊ヶ倉自治会	中央総合事務所 地域整備1課 ・ 健康づくり課 ・ 建築総務課	30~32
12	高齢者のためのスマホ活性支援サポーター制度について	アルファステイツ住吉自治会	情報政策推進室 ・ 広報戦略室 ・ 高齢者すこやか支援課	33~36
13	地域防犯カメラ設置について	西北第二自治会	自治振興課	37
14	「葉山橋」名称の改称について	滑石自治会	土木総務課	38
15	空き家・空き地の拡大に伴う安全対策と環境問題について	平宗自治会 葉山第二自治会	建築指導課 ・ 環境政策課 ・ 被爆継承課	39~42
16	地域活動の拠点としての滑石公民館のあり方について	滑石打坂自治会	生涯学習課 ・ 滑石公民館	43~44

回答票

No. 1

岩屋
中学校区

【担当部課名】

学校教育部 教育研究所

要望
内容

【団体名】 西北小学校育友会

【件名】 岩屋中学校区の不登校児童生徒に対する支援策について

【概要】

全国的に不登校児童生徒が増加する中、岩屋中学校区の不登校児童生徒も全国平均を少し上回っているとの認識をもっています。しかしながら、不登校児童生徒に対する支援体制を考えた場合、岩屋中学校区は、受け皿としての施設が全くなく、そのような児童生徒は家に引きこもるか、学校へ行っても保健室で過ごす状態となっています。

そこで、岩屋中学校区に、学校でも家庭でもない「心の置き場」という施設が必要だと考えます。現在、障害をもつ子ども向けの施設（放課後等デイサービス）を立ち上げる構想が浮上していますが、朝や昼の時間帯に、その場所を不登校児童生徒向けの施設として活用できないかと思っています。（地域の方は、学童保育も同様に活用できないかと考えておられます。）

出来る限り低額で多くの不登校児童生徒が利用できる施設を立ち上げるためにも、市からの支援策をお願いしたいと考えております。

回答内容

1 可 能 ② 一部可能 3 不 可 能 4 調 査 検 討
5 幹 旋 6 その他（ ）

【回答】

文部科学省では、病気等の理由を除き、欠席日数が年間30日以上である児童生徒を不登校としており、全国の不登校者数は小・中学校ともに年々増加しています。長崎市においても同様に不登校者数は増加しており、令和3年度の不登校者数は、小学校で250名、中学校で530名を数え、喫緊の教育課題の一つとして捉えています。

このような中、市民会館内に開設している「長崎市適応指導教室ひかり」や、フリースクール等民間施設に通っている児童生徒もいますが、身近な地域の中に不登校の児童生徒が安心して過ごすことのできる新たな居場所ができることは、とてもありがたいことだと御提案に感謝申し上げる次第で

す。教育委員会といたしましても、実現に向けての課題を整理し、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えています。

そこで、まず現時点で課題として挙げられるのが、立ち上げを予定されている放課後等デイサービス施設を活用される時間帯のことと、障害のない児童生徒に対する支援のことの2点です。御存知のとおり、放課後等デイサービスは、障害のある児童生徒が、授業の終了後又は休業日に利用する施設ですので、授業終了後の時間帯に、障害のある不登校児童生徒が利用することは可能です。実際に、長崎市内の放課後等デイサービスにおいて、午後2時半から不登校児童生徒に対して毎日のように学習支援等を行っておられるケースもあります。しかしながら、放課後ではない朝や昼の時間帯での受入れ支援や、障害のない児童生徒に対する支援については、施設整備費に関する補助金の活用状況などによっては、放課後等デイサービスの施設を利用できない可能性があります。そのため、どのような場合に、どのような形態であれば不登校支援が可能となるのかなどについて、今後も、障害福祉課とともに検討を進めてまいります。

また、長崎市内には、障害のある児童生徒に対する不登校支援を行ってくださっている放課後等デイサービスが複数ありますので、他施設の運営方法等についても確認をし、情報提供をさせていただきたいと考えています。

回答票

No. 2

岩屋

中学校区

【担当部課名】 中央総合事務所 地域整備 1 課

要望内容

【団体名】 西北町自治会

【件名】 私道の修理、伐採などに係る柔軟な対応について

【概要】

近年、自治会員の高齢化もあり、自宅周辺の伐採ができなくなったり、窪みに足を取られて怪我をするなどの不具合が顕著になっています。しかし、道路の補修などを長崎市に依頼しても「私道なので所有者の承諾書がない限り工事できない」と拒否されて相手にされません。所有者に連絡しようにも、倒産した建設会社だったり、遠方に転居した後、所在不明だったりして自治会として取り組むには限界があります。

そこに日々生活する人々の安全を守るのが自治体や自治会の役目だと考えますが、法律の壁に阻まれて、住民が不便を被ることを、指をくわえて眺めているしかないので。

そこで、近隣住民の一定数の要望が集まれば原状回復程度の修復が出来るように条例を作っていただけませんか。

新しい物を作るには、もちろん所有者の承諾が必要と思われませんが、原状回復程度ならば、地域の住民の安全を最優先と考えて工事ができるのではないのでしょうか。

居住権ならぬ生活権とでも言いますか、誰にでも安全に暮らす権利があると思います。どうぞご検討くださいますようお願いいたします。

回答内容

1 可能 ② 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他（ ）

【回答】

ご要望の私道の補修などにつきましては、多数の市民の方が利用している公共性が高い生活道路については、自治会からの要望に基づき、緊急性などの優先順位を判断し対応していますが、基本的には私道所有者の承諾書を提出していただいています。

しかしながら、所有者が所在不明や倒産している場合などは、承諾を得ることが困難であるため、現状回復程度の補修であれば、自治会から承諾

書をいただくことで対応しています。

また、舗装陥没など、緊急性が高い補修は、所有者に事前に承諾を得ることが難しい場合も多々ありますが、市民の生活・安全を優先し、緊急対応もしているところです。

今後とも自治会からの要望もいただきながら、適切な維持管理を図っていきたいと考えています。

回答票

No. 3

岩屋

中学校区

【担当部課名】

福祉部 福祉総務課

要望内容

【団体名】 柳谷町柳ヶ丘自治会

【件名】 民生委員・児童委員制度について

【概要】

令和4年3月18日付文書、長福総第753号「一斉改選に伴う民生委員・児童委員の候補者選出への御協力について（お願い）」で、自治会長への協力依頼がありました。

ところが、民生委員・児童委員制度についての理解が不十分な状況での候補者推薦は難しいと考えています。

そこで、日頃疑問に思っていることを列挙しますので、ご教示いただければ幸いです。

- ① 民生委員・児童委員の身分について
- ② 民生委員・児童委員の活動内容について
- ③ 民生委員・児童委員の定数・委嘱者数について
- ④ 民生委員・児童委員の任期について
- ⑤ 民生委員・児童委員の年齢要件について
- ⑥ 民生委員・児童委員の活動費について
- ⑦ 民生委員・児童委員の選任について

※ 民生委員・児童委員制度の現状と課題及び今後の対策・展望について

ア・委員のなり手不足（定年年齢の引き上げ、年金支給年齢の引き上げ）

イ・見守りなどの対象者の増加（超高齢化。単身世帯の急増。）

ウ・関係機関からの「充て職」依頼の増加

エ・マンションなどの集合住宅の増加（自治会未組織、オートロック化）

オ・民生委員・児童委員の活動の可視化と人材確保に向けた取組

（広報活動、研修会、インターンシップなど）

回答内容

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 斡 旋 6 その他（ ）

【回答】

自治会におかれましては、地域の皆さんが地域のまちづくりのために自主的な活動をされており、様々な取り組みを行っていただいておりますことに対し、感謝申し上げます。

① 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の身分について

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員（特別職）となります。

② 民生委員の活動内容について

主に住民からの困りごとなどに関する相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、「関係機関」へつなぐ役割を担っており、具体的には、必要に応じて高齢者宅や子育て世帯への訪問などを行っています。

③ 民生委員の定数・委嘱者数について

本市の定数は 1,012 人で、令和 4 年 9 月 1 日時点の委嘱者数は 956 人です。

④ 民生委員の任期について

3年間で、一斉改選後の任期は令和 4 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までとなります。

⑤ 民生委員の年齢要件について

国が示した選任要領に基づき、原則として 75 歳未満の方を選任することとしております。

⑥ 民生委員の活動費について

国の地方交付税措置の対象となっており、その交付税額 60,200 円に、本市の財源を上乗せした額を、活動に必要な電話代や交通費などの費用として支給しています。

⑦ 民生委員の選任について

本市では、民生委員推薦会の協力機関として、49地区の民生委員児童委員協議会ごとに、地域の各種団体から選出された委員で構成する民生委員地区推薦準備会（以下「地区推薦準備会」という。）を設置しており、民生委員の候補者を推薦いただいております。

しかし、地区推薦準備会だけでは候補者の推薦が難しい状況もあるため、そのような場合には、地域の実情を最も把握されている自治会長様にもお力添えをいただきたく、令和4年3月18日付けで「一斉改選に伴う民生委員・児童委員の候補者選出への御協力について」の文書を自治会長様あてに送付させていただきました。

欠員が生じている地区の民生委員の推薦につきましては、地域コミュニティの中で各種団体が様々な活動を行っていく過程において、いい人材が見つかることも考えられますので、地区推薦準備会と自治会をはじめとした各種団体とが連携し、各地区に応じた方法で適任者を推薦していただければと考えております。

○民生委員制度の現状と課題及び今後の対策・展望について

お見込みのとおり、定年年齢の引き上げなどにより、全国的な状況として民生委員の人材確保が難しい状況となっています。

本市といたしましては、人材確保の取り組みとして毎年5月の民生委員の強化週間にあわせ、広報ながさきに民生委員に関する記事を掲載したり、退職予定の市職員及び小、中学校教職員に対し、民生委員への就任に関するお願いの文書の配付を行っています。

また、現状に見合った活動費の見直しや活動の周知、活動しやすい環境づくりを行うよう、長崎県市長会を通して、国へ提言を行うなどしています。

さらに、裾野を広げる取り組みとして、各種団体で構成されている地域コミュニティ連絡協議会からも民生委員の選出に御協力いただけるよう周知していきたいと考えていますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

ご要望の国道 206 号打坂交差点から長与町百合野団地に抜ける市道滑石 2 号線は、幅員が狭いため、交通渋滞や交通事故の発生が高い状況であることから早急な整備が必要であると認識しております。

そこで以前から懸案となっていた拡幅整備に必要な用地協力が得られる状況となってきたと伺っていますので、まずは国道から道幅が狭い 60 m 区間の事業着手に向け取り組んでいきます。

なお、今後の整備にあたっては、交通安全対策として歩道の確保を含めた設計の見直しが必要であるため、今後、地域の皆様や警察等の関係機関と協議を進めていきますのでご協力をお願いします。

また、滑石 6 号線の拡幅整備は、用地のご協力を頂けるとのことですが、事業着手については、まずは滑石 2 号線の拡幅整備を優先し努めていきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

次に（案２）の離合禁止区間の設定については、警察の交通規制では対応は困難であるため、道路管理者である長崎市において、車道に狭さくの設置、路側帯拡幅などの安全な歩行空間を確保する対策の提案を受けました。

いずれにしても、地域の皆様のご意見もお伺いしながら、安全対策の検討を進めていきたいと考えています。

回答票

No. 6

岩屋
中学校区

【担当部課名】

環境部 廃棄物対策課
市民生活部 自治振興課

要望内容

【団体名】 滑石打坂自治会

【件名】 自治会に加入していない集合住宅のごみ処理について

【概要】

自治会の日常業務で一番負担がかかっているのは、ごみ集積場の管理とルールの徹底であり、自治会未加入でなおかつ自前のごみ集積場を設置していない集合住宅が問題となってくる。自治会側としては自治会に加入せず会費も納めていないマナーの悪い人達の後処理をすることに不満がある。

- 1 ごみ集積場未設置の大型集合住宅について設置義務を負わせる条例を制定できないか。
- 2 自治会加入の義務化ができないのか。（賃貸の場合、個人に代わり管理者が一括加入している会社もある。）
- 3 自治会活動に対する市の補助金について、集合住宅分を加算するよう見直せないか。

回答内容

- 1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討
5 斡旋 ⑥ その他（事案に応じ市職員によるごみ出し指導等を実施）

【回答】

日頃から、自治会におかれましては、地域のまちづくりのために様々な取組みを自主的に行っていただいておりますことに対し、感謝申し上げます。

さらに、ごみステーションの管理についても、各自治会で行っていただいているところであり、自治会の皆様にはご負担をおかけしておりますが、皆様のご協力により、きれいなごみステーションが維持されていることに対し、重ねて感謝申し上げます。

自治会未加入者によるごみステーションの利用を制限することは難し

い面がありますが、一方で、自治会未加入者においても、自治会のごみステーションを利用する以上、ごみ出しルールは守っていただく必要があり、今回の具体的な事案として、特定のマンションのごみ出しマナー違反につきましては、自治会から情報提供をいただきながら、自治会からの排出マナーの指導が困難な場合などにおいては、環境センターの清掃指導員等が、ごみステーションの現場において直接指導を行うほか、必要に応じて周辺の世帯へのごみ出しマナーに係るチラシのポスティング等も実施し、ごみ出しルールの指導を行ってまいります。

なお、ご要望いただきました3つの点につきましては、次のとおりです。

1点目のごみステーション設置の義務化については、現在、10世帯以上の共同住宅を建築する場合には、原則として専用のごみステーションを設置するよう基準を設けており、現在のところ問題なく運用がなされております。

また、過去に建築された集合住宅においては、ごみステーションが設置されていないものもありますが、これらの中で、ごみの分別や排出マナーに問題がある場合には、長崎市においてごみの出し方の指導や管理会社等に対し専用のごみステーション設置の働きかけを行うなど、事案に合わせて対応してまいりたいと考えております。

2点目の自治会加入の義務化については、自治会は地域活動の核とな

り、地域の皆様の身近な暮らしを支えているものと認識しておりますが、過去の自治会に関連する裁判の状況から、任意の団体である自治会への加入の義務化は難しいものと考えております。

3点目の自治会活動に対する長崎市の支援については、現在、一括して自治会にお願いしている広報ながさき等の文書の配布について、「自治会広報ながさき等配布謝礼金」として、広報ながさきを配布いただいている世帯数を基に、1世帯あたり月54円を交付しています。この世帯数は、自治会への加入・未加入にかかわらず、実際に配布いただいている世帯数としております。

加えて、リサイクル推進員を配置されている自治会に対しては、「リサイクル活動謝礼金」を広報ながさき等文書配布世帯数に300円を乗じた金額を1年に一度交付しております。

自治会ごとに様々なご事情があることは承知しておりますが、自治会広報ながさき等配布謝礼金については、その趣旨等からも広報ながさきを配布していない集合住宅の分を加算して交付することは困難であると考えております。

また、リサイクル活動謝礼金についても、リサイクル推進員を配置する自治会が行うごみ減量とリサイクル活動への取組みを支援するためのものですが、現在のところ自治会の加入世帯に限らず広報ながさきを配布す

る世帯数を基礎として算定しているところです。

今後とも、ごみ出しのルールの徹底について、引き続き、自治会と連携し周知啓発に努めるとともに、併せて、自治会の皆様のご尽力のもと、ごみステーションの適正な管理運営がなされていることについても周知していきたいと考えております。

回答票

No. 7-1

岩屋

中学校区

【担当部課名】

土木部 土木建設課

要望内容

【団体名】 滑石自治会
葉山葵自治会

【件名】 市道虹が丘町西町1号線の早期整備について

【概要】

① 市道虹が丘町西町1号線については現在工事中であるが、開通時期の見通しはどうなっているのか
工事開始より相当の年数が経っていると思うが、工事進捗のあまりの遅さに地元としては困惑している。
また、工事の見通しなどについて市側からの情報説明も少ないのではないか。

② 上記市道の起点の安全確保について
上記市道の起点の安全確保については、平成19年の市長との地域懇談会で、市道岩屋滑石線、滑石方向に至る道路幅員拡幅について要望しているが、その後の取組み状況はどうなったのかお聞かせ願いたい。

回答内容

① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他 ()

【回答】

市道虹が丘町西町1号線は、幹線道路の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、市内北西部地区における交通の利便性と防災性の向上を図るため、市道岩屋町滑石線から分岐し、西町までの延長1,950m・幅員10mの計画で新設しているものです。

整備については、平成9年度に事業を開始し、用地買収を一定進めた後、平成19年度に工事に着手し、西町側から順次施工を進めています。

現在の進捗状況ですが、用地取得は一部を除いてほぼ完了済で、工事においては延長120mの橋梁を含む約1,300mの区間の暫定整備を終え、令

和3年度末の全体の事業進捗率は約43%となっており、進捗の遅れの原因といたしましては、用地交渉の難航、終点部（西町側）からの片側施工といった現場制約等のほか、関連する油木町西町線の工法検討に時間を要したことや完成を優先させたことも原因として挙げられます。

現在は若竹町の延長64mの橋梁工事を施工中で、今後は引続き延長563mのトンネルの施工を行っていく予定です。

また、工事の見通し等の情報説明につきましても、地元説明会や現場見学会等の実施及び工事着手前にはお知らせ文書等の配布により情報説明に努めてまいります。

市道虹が丘町西町1号線における起点部（虹が丘町側）と市道岩屋町滑石線との交差点の安全確保につきましては、既存市道の交通量にも計画当初とは変化が生じていると思われるので、改めて調査し、浦上警察署及び県警本部と協議を行っていくこととしています。

事業の実施に当たっては、今後トンネルや橋梁などの大規模な工事が控えており、令和11年度の完成を目指して取組んでまいりますので、ご理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

回答票
No. 7-2

岩屋
中学校区

【担当部課名】

土木部 土木建設課

要望内容

【団体名】 虹が丘自治会

【件名】 市道小江原～虹が丘線について

建設当初の説明では、H9年着工～H17年完成（8年間）
その後 H9年～H32年（23年間）
【概要】 その後 H9年～H37年（28年間）となっている。
現在着工から23年が経過しており、進捗率、遅れの原因を教えてください。

回答内容

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他（ ）

【回答】

市道虹が丘町西町1号線は、幹線道路の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、市内北西部地区における交通の利便性と防災性の向上を図るため、市道岩屋町滑石線から分岐し、西町までの延長1,950m・幅員10mの計画で新設しているものです。

整備については、平成9年度に事業を開始し、用地買収を一定進めた後、平成19年度に工事に着手し、西町側から順次施工を進めています。

現在の進捗状況ですが、用地取得は一部を除いてほぼ完了済で、工事においては延長120mの橋梁を含む約1,300mの区間の暫定整備を終え、令和3年度末の全体の事業進捗率は約43%となっており、進捗の遅れの原因といたしましては、用地交渉の難航、終点部（西町側）からの片側施工といった現場制約等のほか、関連する油木町西町線の工法検討に時間を要したこ

とや完成を優先させたことも原因として挙げられます。

現在は若竹町の延長64mの橋梁工事を施工中で、今後は引続き延長563mのトンネルの施工を行っていく予定です。

事業の実施に当たっては、今後トンネルや橋梁などの大規模な工事が控えており、令和11年度の完成を目指して取組んでまいりますので、ご理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

回答票

No. 8

岩屋
中学校区

【担当部課名】

建築部 住宅政策室
まちづくり部 都市計画課

要望内容

【団体名】 虹が丘自治会

【件名】 地域の高齢化対策について

【概要】

市北部特に滑石団地とその一帯は、ピーク時 50,000 人位の人々が住んでいましたが、現在は 30,000 人位となっています。

虹が丘町においても現在 463 世帯以上が暮らしていますが、自治会加入 330 世帯、未加入 133 世帯、空家 21 戸のうち、高齢者のみが暮らしている世帯が年々増加しており、両親と同居する人が少ない状況です。

市においても市街地の容積率の変更、新規の宅地造成における一宅地の広さの 100 m²までの変更等、色々と検討されていますが、現存する宅地及び住宅への検討（建ぺい率や容積率の緩和～2 世帯住宅への改修）とともに現在施行中の住宅への補助金を大幅にアップ（2 世帯住宅に限る）することにより、時津・長与方面への若者の転居が抑えられ、人口流失を防ぎ、ひいては税の増収とともに人口減少に歯止めがかけられるのではないかと考えています。

回答内容

- 1 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 ④ 調査検討
5 斡 旋 6 その他（ ）

【回答】

長崎市の高齢者対策としまして、まず、福祉の分野では「高齢者が安心して自分らしい生活を続けられる地域づくりを進める」ために地域の支援体制の構築や介護サービスの充実を図るための取り組みを行っており、また、住宅の分野では、「安全・安心で快適な住環境をつくる」ためにバリアフリーに改修するためのリフォームへの助成やサービス付き高齢者向け住宅の登録推進などに取り組んでいるところです。

今回は、地域の高齢化対策としまして、2 世帯住宅への改築や改修について、ご提案いただき誠にありがとうございます。

まず 1 点目の現存する宅地の建ぺい率や容積率の緩和についてでございます。

ますが、長崎市におきましては、限られた平坦地を有効活用し、定住促進や人口減少対策に繋げるとともに、老朽化した建築物の建替え更新を促進し、安全で暮らしやすいまちづくりを進めるため、令和3年3月に電車通りなどの幹線道路沿い背後の住宅地において、容積率（敷地面積に対する建物の延べ面積の割合）の緩和を実施しました。

一方で、虹が丘町などの住宅団地におきましては、低層住宅の良好な住環境を守るため、第1種低層住居専用地域に指定しており、その容積率は長崎市用途地域指定（変更）基準の最高値である100%に設定しているため緩和の対象から除外しているものです。

また建蔽率におきましては、一定割合の空地を設けることにより、通風や防火、避難等を確保する必要があるため、建蔽率自体を緩和の対象としていません。

なお、この他の定住促進の取り組みとして、原則住宅等が建てられない市街化調整区域においても、一定の要件を満たす地区においては、住宅団地開発を許容する地区計画制度を令和4年1月に制定しており、こうした規制緩和がより有効に機能するよう、建築部とも連携を図り、住宅開発における最低敷地面積を緩和する条例改正など施策を進めています。

次に、2点目の2世帯住宅に改修する際の補助金についてでございますが、長崎市では、現在、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備及び子育て家庭の経済的負担の軽減を目的として、子育て世帯が新たに親世帯と同居又は親世帯の近くの住宅に転居するための中古住宅の取得や住

宅改修するための費用の一部を助成する「子育て住まいづくり支援費補助金」という制度がございますが、これは高齢者対策としましても有効であるものと考えています。

また、「ながさき住みよ家リフォーム補助金」や「住宅性能向上リフォーム補助金」、その他国が実施しております「こどもみらい住宅支援事業」なども2世帯住宅への改修等に活用できますので、ご利用いただければと思います。

ご要望の既存補助金の大幅アップも1つの方策と考えますが、高齢者対策としてどのような方策が有効的か、全体を考えたいと検討していきたいと考えております。

《参考》 住宅リフォーム等に係る長崎市の助成事業

補助金の名称	概要	助成額	備考
ながさき住みよ家リフォーム補助金	住宅の居住環境改善のための住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成するもの。	対象経費の10分の1 (上限額：10万円)	両補助金を併用する場合の上限額：10万円
住宅性能向上リフォーム補助金	バリアフリー化や断熱・遮熱塗装などによる省エネ化などの性能向上を目的として行う住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成するもの。	対象経費の5分の1 (上限額：10万円)	
子育て住まいづくり支援費補助金	安心して子どもを生き育てることができる住環境を整備するため、多世帯又は新たに3世代で同居・近居するために住宅を改修又は取得する費用の一部を助成するもの。	対象経費の5分の1 (上限額：40万円)	子育て希望世帯の上限額：20万円

※国の「こどもみらい住宅支援事業」の問い合わせ先：

こどもみらい住宅支援事業事務局（電話：0570-033-522）

回答票

No. 9

岩屋

中学校区

【担当部課名】

環境部 廃棄物対策課

要望内容

【団体名】 虹が丘自治会

【件名】 ごみステーション管理にかかる市からの補助金について

【概要】

自治会の加入状況について、虹が丘町においては全世帯463に対し、加入世帯330加入率71%で、年々減少傾向にあります。これは平成24年度の懇談会でも発表しましたが、市によるごみ袋有料化が原因の一つであります。ごみステーションの管理は各自治会のリサイクル推進員によって施されていますが、これは市の補助金のもと行われています。

自治会未加入者によるルール無視（搬出日を守らない、分別をしない）の事例が多くあり、現在のままで移行するなら、市の補助金を自治会加入世帯のみから町内全体の世帯数へ変更するようお願いしたい。

回答内容

1 可能 2 一部可能 3 不可能 4 調査検討

5 斡旋 ⑥ その他（広報ながさき等文書配布世帯数を基礎として算定）

【回答】

リサイクル推進員制度は、ごみ減量、資源化を進めるためには、市民個々の分別、減量の協力が不可欠であり、地域のリーダーとしてリサイクル推進員を委嘱し、その活動を支援することにより、地域ぐるみの啓発、指導を行うものであり、また、地域の中で分別・減量について理解・意識し、行動できる人材を育成することで、ごみ減量、資源化を推進することを目的としております。

一方、ごみステーションの管理については、各自治会に管理をお願いしており、きれいなごみステーションを維持していただいています。

リサイクル推進員を配置している自治会に対しては、「リサイクル活動謝礼金」として、広報ながさき等文書配布世帯数に300円を乗じた金額

を1年に一度交付しております。

自治会ごとに様々なご事情があることは承知しておりますが、リサイクル活動謝礼金については、リサイクル推進員を配置する自治会が行うごみ減量とリサイクル活動への取組みを支援するものでありますが、その算定の基礎は、自治会未加入世帯全体とはいかないものの、自治会の加入世帯に限らず「広報ながさき等文書配布世帯数」としているところです。

また、ごみステーションについては、自治会未加入者による利用を制限することは難しい面がありますが、一方で、自治会未加入者においても、自治会のごみステーションを利用する以上、ごみ出しルールを守っていただく必要があり、自治会からの排出マナーの指導が困難な場合などにおいては、環境センターの清掃指導員等が、ごみステーションの現場において直接指導を行うほか、必要に応じて周辺の家帯へのごみ出しマナーに係るチラシのポスティング等も実施し、ごみ出しルールの徹底について、引き続き、自治会と連携し周知啓発に努めてまいります。

回答票

No. 10

岩屋

中学校区

【担当部課名】

土木部 土木建設課

要望内容

【団体名】 若竹町中央自治会

【件名】 赤迫交差点から柳谷への JR 立体交差点での逆走

【概要】

市道大橋町赤迫 1 号線の開通後、通行形態を守らずに逆走する車などが見受けられ、事故の発生が懸念されることから、ポールや防犯カメラの設置、また、定期的に警察に取り締まりをしていただくなど、注意喚起をして欲しい。

回答内容

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他 ()

【回答】

「市道大橋町赤迫 1 号線」は、近接する中園踏切の交通量を軽減し、交通の円滑化と安全性の向上を図ることを目的に、国道 206 号の赤迫電停付近と JR 長崎本線を立体交差で下越しし、柳谷町方面を結ぶ道路を整備したものであり、本年 3 月 25 日に供用開始いたしました。

本道路は、道路整備に伴う警察との協議により、周辺道路の交通状況を勘察し、国道 206 号から柳谷町方面への直進と、柳谷町方面から河川を横断した後の市道への右折ができないような通行形態となっており、開通にあたっては、規制標識や路面標示、また、ポールなどを設置し、円滑に通行できるように配慮したところであります。

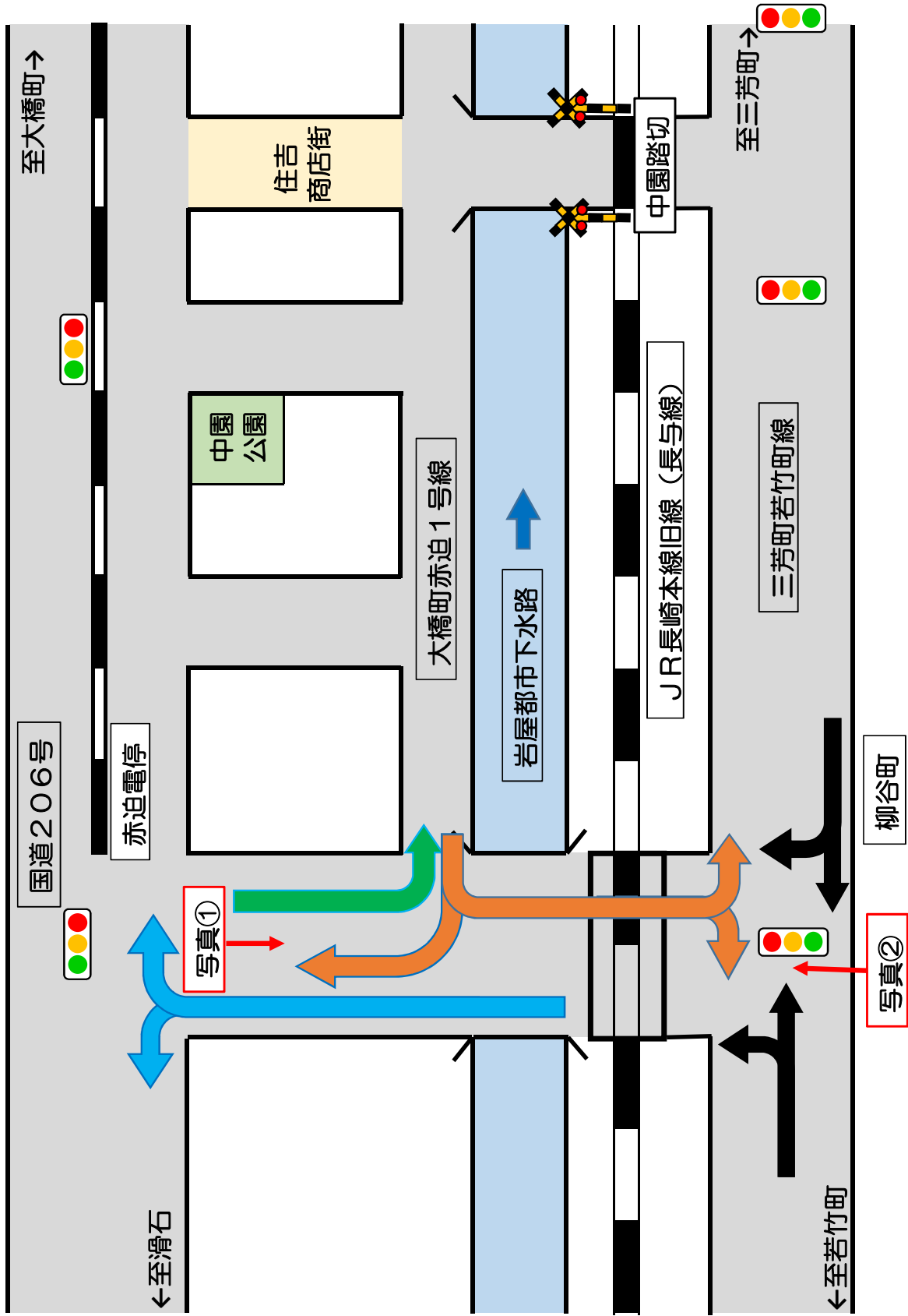
しかしながら、開通直後は、誤って通行する車両や、故意に違反をしている車両も見受けられ、周辺住民からの指摘もあったことから、警察と現場立会の上、ポールや路面の矢印標示の追加、さらに、ポールに注意喚起の表示

を設置するなどの対策を行いました。

今回のご要望を受け、再度、警察に相談したところ、これまでも住民からの通報がっており、その際には、現場に出向いて現場確認を行うとともに、取り締まりも行っているとのことでありました。

取り締まりにつきましては、本箇所のみを重点的に行うことはできないが、他の箇所と同様に適宜、実施するとのことでありましたのでご理解いただきますようお願いいたします。

市道大橋町赤迫1号線 交通形態図





写真①



写真②

回答票
No. 11

岩屋
中学校区

中央総合事務所 地域整備1課
【担当部課名】 市民健康部 健康づくり課
建築部 建築総務課

要望内容

【団体名】 西北町熊ヶ倉自治会

【件名】 地域の小公園の環境整備（健康遊具・児童遊具や水道施設などの設置）について

【概要】

地域に点在する市の小さな公園は、地域住民の児童の安全な遊びの場、若者や高齢者などの安らぎやコミュニケーションの場であり、最も身近な屋外の公共施設となっています。自治会においても、ラジオ体操やイベントの開催などに活用させていただいております。このため、地域住民が快適に利用できるよう、花苗植えや草刈り、清掃などの環境整備にも努めているところです。

しかしながら、既存公園では、少子化の反映かもしれませんが、老朽化や事故発生事例があった危険性のある児童用遊具の撤去が進められてきて、寂しい感があります。

一方、高齢者向けの設備は、ベンチの設置のみといったところではないでしょうか。

さて、今日の高齢化社会では、健康寿命の延伸が叫ばれているところです。長崎市においても、「第2次健康長崎市民21」計画を策定し、「市民が健やかで心豊かに生活できる活気あるまち」の実現のために、市民健康づくり運動を展開されています。

計画における健康7分野のうち、「運動」では、「市民自らが行う取組み」として「親子で楽しくからだを動かそう」「意識してからだを動かそう」「ライフスタイルにあった運動習慣を身につけよう」「毎日プラス10分体を動かそう」「積極的に外出しよう」とあります。また、「市民の主体的な取組みへの支援・環境づくり」として「運動機会の提供、運動習慣確立のための取組み」「ロコモ予防のための取組み」とあります。

これらの取組みを実践する場としては、身近な公園が最適ではないでしょうか。

西北小学校区では、長崎市からの支援を得て、西北校区まちづくり協議会を組織し、「絆」「元気」「安心」の各部会で、地域づくりを行っています。各部会とも地域の公園は活動展開の場として欠かせないものとなっております。

つきましては、市におかれても、乳幼児から高齢者までのすべての世代の健康づくりの輪が広がっていくよう、健康づくり活動の積極的な展開の場として、地域の身近な小公園における「健康遊具」や「児童遊具」などの設置をよろしくお願いいたします。

なお、公園では、すり傷・切り傷時の対処、花苗への散水、掃除などの作業時やイベント時、災害時の炊き出しに、「水道施設」は欠かせないもの

ですので、是非設置をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症への対策を通じた衛生管理の大事さも認識されておりますので、よろしくお願い致します。また、災害時や地域活動時に使用できる「電源設備」についても、設置をお願いします。

回答内容

- 1 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 ④ 調査検討
5 幹 旋 6 その他（ ）

【回答】

西北町熊ヶ倉自治会様におかれましては、日頃より公園の維持管理にご協力いただきありがとうございます。熊ヶ倉公園につきましては、市営西北アパートの児童遊園として整備され、団地の入居者をはじめ地域住民のみなさまにご利用いただいておりますが、ご要望の「水道施設」・「電源設備」の設置につきましては、今後、関係機関と調整し、自治会のみなさまと協議をしながら検討していきたいと考えています。

また、都市公園につきましては、老朽化した既存公園を再編・集約化し、維持管理の効率化などを進める取り組みとして、ある地区をモデルにし、地域に親しまれ使われる公園となるよう公園の機能をまとめたり、みんなが使いやすい公園になるように、主に子供向けの遊び場、主に高齢者向けの健康づくりの場に役割を見直したりするなど、今後の公園の在り方について、地域住民のみなさまとワークショップを開催し、みなさんの意見を取り入れながら公園の再編検討を進めています。

同様に、ご要望である小公園の環境整備につきましても、公園の機能をまとめたりするなど、公園の再編・集約化について地域住民のみなさまと

協議しながら、検討していきたいと考えています。

なお、ご承知のとおり、市では、健康寿命の延伸を大目標として「健康長崎市民 21」計画に基づき市民が自らすすめる健康づくりに取り組んでいます。

健康づくりの主役は個人ですが、取り組みやすい環境と仲間がいることでさらに続けやすくなりますので、住み慣れた地域で、気軽に運動を実践できる機会を充実させることは重要であると考えています。

そのため、例えば、公園でのラジオ体操やウォーキングと組み合わせた健康遊具の活用講座のほか、遊具がない場合でも、専門職による効果的なウォーキングやストレッチ教室を開催するなど、地域の主体的な健康づくり活動のお役に立てるような取組を行ってまいりたいと考えています。

回答票
No. 12

岩屋
中学校区

情報政策推進室
【担当部課名】 秘書広報部 広報戦略室
福祉部 高齢者すこやか支援課

要望
内容

【団体名】 アルファステイツ住吉自治会

【件名】 高齢者のためのスマホ活性支援サポーター制度について

【概要】

災害時において、高齢者は災害弱者になりがちである。特に生死を決めかねない緊急情報の伝達について、防災行政無線の役割は非常に大きいものの、住宅の防音化や天候の状況によって聞き取りづらかったり、聞こえない場合もある。

一方で、60歳以上の高齢者のスマホ保有率は2022年で80%を超えており、これを活用できれば大変有効な手段となる。

しかも、長崎市はLINEの公式アカウントがあり、このアカウントに高齢者の方がつながれば、防災行政無線内容を簡単にどこでもいつでも受け取ることが出来る。

だが現状最大の問題は、高齢者のスマホの活用状況である。

現在私が開催しているスマホ教室においての実感であるが、ほとんどの参加者はLINEアプリを入れているが、その大半が子どもや孫に入れてもらっており、その活用は子や孫とのトークであり、受け身的で、ほとんど使用してない方もおられる。また、活用できるまでには、どうしても指導に時間がかかる。

そこでより多くの指導者の確保が絶対に必要である。現在長崎市には、ふれあいサロンサポーターやあじさいサポーターなど高齢者支援の様々な制度があることから、スマホ活性支援サポーター制度を新設していただきたい。高齢者にスマホの指導ができるサポーターを養成して、5～6名の少人数制のスマホサロンを各所に立ち上げ高齢者のスマホ活性化を計り、高齢者がより安心、安全に暮らせる社会のためにも、是非ともスマホ活性支援サポーター制度を実現して欲しいと願う。

回答内容

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 斡 旋 6 その他（ ）

【回答】

（現状・課題）

近年、コロナ禍を契機に社会のデジタル化が急速に進展しています。これまでにはなかったデジタル技術を活用した新しいサービスが、次々と生まれており、最も身近なデジタル機器であるスマートフォンは、そのようなサービスを利用したり、情報を迅速に伝達・取得する手段として、デジタル社会において欠かせないものとなっています。

しかしながら、スマートフォンの扱いに不慣れな高齢者などについては、自分には必要はないと思っていたり、登録することが難しいのではと、サービスの利用を敬遠されるケースがあり、その恩恵を十分に受けることができない方も一定数いらっしゃると思います。

（市の取組み）

長崎市では、令和3年度に、まちづくりにおけるデジタル化推進の指針となる「長崎市 DX 推進計画」を策定しました。計画の基本方針のひとつに「情報格差のない暮らしの実現」を掲げ、インターネット等のデジタル技術を利用できる人とそうでない人との間に情報格差が生じないように、誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル化を推進することとしています。その具体的な取組みのひとつが、身近な場所におけるスマートフォン等、デジタルの活用支援であり、現在は、通信事業者等とも連携し、公民館講座等によるスマホ教室やパソコン教室を開催しているところです。

また、このような取組みは、市役所や社会福祉協議会のほか、市民活動団体、通信事業者等、民間においても様々な主体が実施していただいています。

令和5年4月からは、地域の身近な公共施設である公民館やふれあいセンターの貸室（1施設につき1室）で、Wi-Fiを利用できるよう、準備を進めていますので、ぜひ、市民活動やスマホ教室などで活用していただきたいと考えています。

今後、高齢者一人ひとりに寄り添い、わかりやすく、丁寧にサポートしていくために、スマホ教室を拡充するとともに、サポートする側の人材を一人でも多く育成していく必要があると考えています。

（結論）

そのため、サポートを必要とする高齢者が一人でも多くサポートを受けられるよう、スマホ教室等のノウハウを有する様々な主体と連携し、スマホ教室の拡充に向けた開催支援を進めるとともに、サポートする人材の育成についても検討を進めてまいります。

加えて、今回ご提案いただいているサポーター養成については、高齢者ふれあいサロンサポーター養成講座などの中で、スマホ活性支援メニューの追加や、高齢者ふれあいサロンでのスマホ教室の実施などについても、実現に向けて検討してまいります。

また、市公式 LINE につきましても、防災情報などの緊急性が高い情報や、暮らしに役立つ情報などをスマートフォンから手軽に入手できることから、多くの方に登録していただけるよう今後も周知を行ってまいります。さらに、スマホ教室のメニューの1つとして取り上げていただくなど、様々な主体とも連携しながら、登録や活用に直接つながる取組みについても、積極的に進めていきたいと考えております。

今後とも、高齢者等のスマホ活用支援の取組みについて、ご協力をお願いいたします。

回答票

No. 13

岩屋
中学校区

【担当部課名】 市民生活部 自治振興課

要望
内容

【団体名】 西北第二自治会

【件名】 地域防犯カメラ設置について

【概要】 長崎市防犯カメラ設置事業補助金を活用して防犯カメラを設置する自治会に対し、防犯・防災のため別にもう1台を無償で（市の全額補助で）設置できるようにしていただきたい。

回答内容

- 1 可能 2 一部可能 ③ 不可能 4 調査検討
5 斡旋 6 その他（ ）

【回答】

長崎市では、地域の防犯力の向上を図り、もって市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現に寄与するため、自治会及び連合自治会が犯罪の発生を未然に防ぐために設置する防犯カメラの費用に対する補助事業を令和3年度から実施しているところです。

この補助事業は、1団体あたり1台を補助の対象とし、防犯カメラや録画装置等の必要な機器や設置工事費、表示板の購入費等の初期費用を対象経費として、補助額はその2分の1で、上限は20万円としています。

無償での設置については、補助事業を開始した令和3年度以降の状況として、予算額を上回る団体からの設置意向がっており、限られた財源のなかでより多くの地域において防犯力の向上が図られるよう、この事業につきましては1団体あたり1台の補助としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

回答票

No. 14

岩屋
中学校区

【担当部課名】

土木部 土木総務課

要望
内容

【団体名】 滑石自治会

【件名】 「葉山橋」名称の改称について

【概要】

市道葉山1号線の起点となっている橋については、現在架け替えが準備されているが、現在橋には「葉山橋」の銘板がついている。

地域では昔からこの橋を「宗重橋（むねしげばし）」と呼んで馴染んできているところであり、橋架け替えを機会に旧名称に改称願いたい。

市の橋梁管理台帳では「葉山橋」となっているとの説明を受けているが、橋の名称は地域の歴史を伝えるものでもあり、検討をお願いしたい。

回答内容

- ① 可 能 2 一部可能 3 不 可 能 4 調査検討
5 幹 旋 6 その他（ ）

【回答】

当該橋梁の属する路線につきましては、旧路線名を宗重線といい、当時の道路台帳には確かに、「宗重橋」として記載がございました。

しかしながら、現在の橋梁台帳には、「葉山橋」と記載されており、その名称が変更された経緯の詳細は分かっておりません。

橋梁の名称については、法令上の定めが特にありませんので、多くは地域の皆さんにご相談して決めさせていただいております。

現在、道路拡幅に伴い橋梁架替えを実施しており、令和5年度秋頃には供用開始予定ですので、地域の皆さんが橋梁名の変更を強く希望されるということであれば、このタイミングで、より愛着が湧く、橋梁にふさわしい名称をご提案いただき、変更することは可能であると考えております。

空き家・空き地の維持管理は、所有者が適正に管理を行っていただく必要があります。しかしながら、経済的問題や相続問題等の理由により、長年放置され老朽化し、周辺の方々に深刻な影響を及ぼしているものがあり、そのような場合は、所有者を調査し、適正な維持管理や除却を行っていただくよう、助言や指導を行っております。

事例1につきましては、具体的に自治会から要望を受けた空き家、空き地の所有者調査を行い、地元自治会からの要望をお伝えし、地権関係者に空き家、空き地の適正管理を働きかけてまいります。

また、事例2につきましては、以前「滑石臨時救護所（宮島宅）」として被爆建造物等に位置付け、被爆50周年事業で平成8年に発行した「被爆建造物等の記録」などで紹介しておりましたが、平成17年に救護所として使用された建物が解体されたため、その後は滅失した被爆建造物等と位置付け、保存・活用すべき対象とはしておりません。滑石中学校が設置した説明看板については、撤去されていることを同校に確認しております。現在、当該地は雑草が生い茂り、周辺住民の生活環境の保全上支障の生ずるおそれがあると認められるため、土地所有者を調査し、その関係者に対し空地の適正管理を働きかけてまいります。

自治会で問題となる空き家、空き地が発生した場合には、地域センター若しくは相談窓口の建築指導課、環境政策課までご連絡ください。

今後とも地域の皆さまと一緒に、空き家、空き地問題に取り組んで参ります。

(空き家に関する相談窓口)

長崎市建築部建築指導課 建築安全係

TEL095-829-1174 (直通)

(空き地に関する相談窓口)

長崎市環境部環境政策課 監視指導係

TEL095-829-1156 (直通)

また、長崎市の空き家、空き地対策につきましては、次の通りです。

【空き家、空き地を活用したいかた】

- ・「長崎市空き家・空き地情報バンク制度」

長崎市に移住を希望する市外在住者へ空き家・空き地の情報を紹介。

- ・「移住支援空き家リフォーム補助金」

移住者向けに空き家をリフォームする費用の一部助成。

- ・「特定目的活用支援空き家リフォーム補助金」

シェアハウスなど地域コミュニティの活性化に繋がる空き家活用のためのリフォーム費用の一部助成。

【空き家を解体したいかた】

・「特定空家等除却費補助金」

老朽化し危険な空き家を解体する際の費用の一部助成。

・「老朽危険空き家対策事業」

老朽化した危険な空き家のうち、条件を満たすものについて市が解体を行い、跡地を公共空間として整備。

(これらの対策に関する市の取り組みにつきましては、

ホームページに掲載しておりますので、そちらもご覧ください)



回答票
No. 16

岩屋
中学校区

【担当部課名】

教育総務部 生涯学習課
滑石公民館

要望内容	【団体名】 滑石打坂自治会
	<p>【件名】 地域活動の拠点としての滑石公民館のあり方について</p> <p>市として地域コミュニティの連携強化の方針が示され、人や拠点の支援もあり、コミュニティ協議会の設立も多くの自治会で進んできている。</p> <p>また、隣接する西北、大園、北陽、横尾小学校区ではふれあいセンターをコミュニティ協議会が事務局として活用していると聞いている。</p> <p>当滑石校区連合自治会においては、準備会の発足にも至っていない状況ではあるが、連合自治会の活動もコミュニティ協議会と同様に地域の暮らしを支える活動である。</p> <p>公民館とふれあいセンターでは各々求められている役割には違いがあり、所管部署も異なることは承知しているが、滑石公民館を地域活動拠点としてデスクを配置し、職員の方に資料作成などの作業を手伝ってもらえるような仕組みが考えられないか。</p> <p>定められた職務所掌を超えた判断となるため、市長の見解をお聞きしたい。</p>
【概要】	
<p>回答内容</p> <p>1 可能 ② 一部可能 3 不可能 4 調査検討</p> <p>5 斡旋 6 その他 ()</p>	
【回答】	
<p>地域活動の拠点として、公民館内の空きスペースを活用している例としては、香焼まちづくり協議会からの行政財産使用許可申請を受けて、香焼公民館内の空きスペースの一部の使用を許可している事例があります。</p> <p>滑石公民館においても、地域活動の拠点としてデスクを配置するスペースに関しましては、限られた場所にはなりますが、同様の対応は可能であると考えています。</p> <p>次に、地域活動における資料作成等の作業に関しましては、公民館の職員</p>	

は、公民館業務を実施するための最低限の人員の配置となっており、業務時間中は職務に専念する義務があることから、対応はできませんが、地域の学習活動に関することは、社会教育の拠点として支援して参りますので、お気軽に相談ください。

なお、地域のまちづくりに関することは、地域センターや総合事務所のまちづくり支援担当職員と連携しながら引き続き支援をしてまいります。